

○ 総務省令第六十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(通信設備)</p> <p>第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇匝以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定格電圧六〇〇ボルト以下及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流若しくは三相交流を通ずる電力線を使用するもの又は直流を通ずる電力線を使用するもの（鋼船（鋼製の船舶をいう。以下同じ。）内で使用するものに限る。）であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの</p> <p>〔2〕 略</p> <p>〔一〕 略</p> <p>2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。</p> <p>一 一〇匝から四五〇匝までの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備（定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものに限る。）</p> <p>〔1〕〔3〕 略</p> <p>一 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるものから負荷側、又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二匝から三〇匝までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内（鋼船内を含む。）及び総務大臣が別に告示する場合においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）</p> <p>〔2〕 略</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。</p> <p>〔一〕〔三〕 略</p> <p>四 広帯域電力線搬送通信設備</p> <p>〔1〕 略</p> <p>(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。</p>	<p>(通信設備)</p> <p>第四十四条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 一〇匝から四五〇匝までの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備</p> <p>〔1〕〔3〕 同上</p> <p>一 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二匝から三〇匝までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕〔三〕 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔1〕 同上</p> <p>(2) 〔同上〕</p>

〔一〕～〔三〕 略

四 通信状態における放射妨害波の電界強度

〔表略〕

〔三〕～〔五〕 略

〔六〕 広帯域電力線搬送通信設備以外の機能を有する設備にあつては、広帯域電力線搬送通信設備の機能のみを容易に停止することが可能であること。

〔五〕～〔十〕 略

〔2 略〕

別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の2関係）

第1 装置の全部について変更の工事をする場合

変更の工事のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 〔略〕	〔略〕
2 通信設備以外の設備の変更の工事のうち次に掲げるもの (1) 高周波発生装置の変更の工事	<p>当該部分の全部について撤去する場合、又は当該部分の全部の取替えであつて次に掲げる条件に適合する場合に限る。</p> <p>1 無線設備規則第65条第1項第1号から第4号までに該当するものであること。</p> <p>2 使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。</p> <p>3 占有周波数帯幅又は周波数変動幅が拡大することとならない場合であること。</p> <p>4 高周波出力が増加することとならない場合であること。</p> <p>5 当該部分の性能を低下させない場合であること。</p>
〔2〕・〔3〕 略	〔略〕

〔第2 略〕

〔一〕～〔三〕 同上

四 放射妨害波の電界強度

〔表同上〕

〔三〕～〔五〕 同上

〔新設〕

〔五〕～〔十〕 同上

〔2 同上〕

別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の2関係）

第1 装置の全部について変更の工事をする場合

変更の工事のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 〔同左〕	〔同左〕
2 〔同左〕	
(1) 〔同左〕	<p>当該部分の全部について撤去する場合に限る。</p>
〔2〕・〔3〕 同左	〔同左〕

〔第2 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

添 付 書

別表第九号 高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[第1 略]

第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

高周波利用設備 申請書（注1）の添付書類 （装置分）				※整理 番号			
届出書 （注2）							
（装置の別）		(1)使用 周波数	(2)発振 方式	(3)占有周波 数帯幅又は周 波数変動幅	(4)高周 波出力	(5)負荷と 電極の結 合方式	(6)装置内 電源ろ波器
（装置の別）		(7)遮蔽部分	(8)機器の製造者	(9)機器の型式又は名称	(10)機器の製造番号		
1 工事 設計	(11)高周波 そく流線輪	(12)電源 ろ波器	(13)遮蔽室等	(14)その他の 工事設計	(15)添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置する 建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を 示す図又は写真		
(16)設備規則第65条第1項における区別				(17)定格入力電力			
(18)無変調搬送波状の妨害波の発生				(19)無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生			
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
3 参考事項							
ふりがな							
4 氏名又は名称		6 設備の種別					
5 住所							

添 付 書

別表第九号 高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[第1 同左]

第2 [同左]

高周波利用設備 申請書（注1）の添付書類 （装置分）				※整理 番号			
届出書 （注2）							
（装置の別）		(1)使用 周波数	(2)発振 方式	(3)占有周波 数帯幅又は周 波数変動幅	(4)高周 波出力	(5)負荷と 電極の結 合方式	(6)装置内 電源ろ波器
（装置の別）		(7)遮蔽部分	(8)機器の製造者	(9)機器の型式又は名称	(10)機器の製造番号		
1 工事 設計	(11)高周波 そく流線輪	(12)電源 ろ波器	(13)遮蔽室等	(14)その他の 工事設計	(15)添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置する 建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を 示す図又は写真		
(16)設備規則第65条第1項における区別				(17)定格入力電力			
(18)無変調搬送波状の妨害波の発生				(19)無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生			
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
3 参考事項							
ふりがな							
4 氏名又は名称		6 設備の種別					
5 住所							

7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
12 電波法施行規則別表第6号第1の表2の項の(1)の適用の条件への適合		<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合していない		
※備考				

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
※備考				
※備考				

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注1～3 略]

区 別	記 載 す る 欄	備 考	
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	(1) 新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11)（注1）、(12)、(14)及び(15)、3から8まで並びに9（注1）	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 (注2) 行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。 (注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。 (注4) 設備規則第
	(2) 変更の許可の申請又は届出（法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(11)（注2）、(12)（注2）、(14)（注2）及び(15)（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、9（注3）、10並びに11	
2 医療用設備、工	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、	

[注1～3 同左]

区 別	記 載 す る 欄	備 考	
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	(1) 新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11)（注1）、(12)、(14)及び(15)、3から8まで並びに9（注1）	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 (注2) 行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。 (注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。 (注4) 設備規則第
	(2) 変更の許可の申請又は届出（法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(11)（注2）、(12)（注2）、(14)（注2）及び(15)（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、9（注3）、10並びに11	
2 医療用設備、工	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、	

業用加熱設備又は各種設備		(16)、(17)、(18) (注4) 及び(19) (注5) 並びに2から8まで	65条第1項第1号及び第3号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 (注5) 設備規則第65条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 (注6) 施行規則別表第六号第1の表2の項の(1)の高周波発生装置の変更の工事であつて、当該部分の全部の取替えの場合に限る。	業用加熱設備又は各種設備		(16)、(17)、(18) (注4) 及び(19) (注5) 並びに2から8まで	65条第1項第1号及び第3号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 (注5) 設備規則第65条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1) (注2)、(2) (注2)、(3) (注2)、(4) (注2)、(5) (注2)、(6) (注2)、(7) (注2)、(8) (注2)、(9) (注2)、(10) (注2)、(12) (注2)、(13) (注2)、(14) (注2)、(15) (注2)、(16) (注2)、(17) (注2)、(18) (注2) 及び(注4) 並びに(19) (注2) 及び(注5)、2 (注2)、3、4、5、6 (注3)、7 (注3)、8 (注3)、 <u>10、11並びに12 (注6)</u>			(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1) (注2)、(2) (注2)、(3) (注2)、(4) (注2)、(5) (注2)、(6) (注2)、(7) (注2)、(8) (注2)、(9) (注2)、(10) (注2)、(12) (注2)、(13) (注2)、(14) (注2)、(15) (注2)、(16) (注2)、(17) (注2)、(18) (注2) 及び(注4) 並びに(19) (注2) 及び(注5)、2 (注2)、3、4、5、6 (注3)、7 (注3)、8 (注3)、 <u>10並びに11</u>	

[注4～31 略]

32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。
- (3) 12の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

[第3 略]

[注4～31 同左]

32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。

[新設]

[第3 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「」重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(周波数の範囲等)</p> <p>第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇呎から四五〇呎までの周波数を使用するもの又は定格電圧六〇〇ボルト以下及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流若しくは三相交流を通ずる電力線又は直流を通ずる電力線を使用するもの（鋼船（鋼製の船舶をいう。以下同じ。）内で使用するものに限る。）を使用し、かつ、同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二呎から三〇呎までの周波数を使用するものであること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(漏えい電界強度等の許容値)</p> <p>第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第五十九条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 広帯域電力線搬送通信設備は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(二)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。</p> <p>〔(一)〜(三) 略〕</p> <p>(四) 通信状態における放射妨害波の電界強度</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔2〕 略</p>	<p>(周波数の範囲等)</p> <p>第五十九条 〔同上〕</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇呎から四五〇呎までの周波数を使用するもの又は定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、かつ、同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側において二呎から三〇呎までの周波数を使用するものであること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(漏えい電界強度等の許容値)</p> <p>第六十条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>〔(一)〜(三) 同上〕</p> <p>(四) 放射妨害波の電界強度</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔2〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正前の電波法施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る電波法第百条第一項の設置の許可並びに電波法施行規則第四十四条第一項第一号の(1)の型式の指定は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現に改正前の電波法施行規則第四十六条の二の規定によりされている広帯域電力線搬送通信設備の型式の指定の申請又は電波法第百条第二項の規定によりされている設置の申請については、この省令による改正前の電波法施行規則、免許手続規則及び無線設備規則の規定の例により行うことができる。